

議 事 録

令和5年9月8日

令和5年5月6日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～16:00
会議名	第3回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 西田 大田 川口(○) 中原 福岡 田中	
	池町 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口 (計19名)	
	吉岡 川口(貞)	
欠席者	高田 藤室 木下 福地 喜久永	
事務局	小林 前川 矢野 北田 岡嶋	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から第3回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	現在、出席委員は総数24名中 19名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。3番の森田陽子委員、5番の西田富司夫委員をお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田1筆、面積は合計982㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は192aで、農作業歴は本人が31年、妻が28年、父が63年、母が53年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から200mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 なお、本日担当地区農業委員様はご欠席ですが、現地立会を行い、申請内容について異議なしとの意見をいただいております。	
事務局	No.2 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2aで取得後の耕作面積は3aとなります。農作業歴は本人が7年、農業に従事しており問題ありません。農機具は、耕運機を1台リースされ、取得後は野菜を耕作されます。週末に帰省する自宅の隣地であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 なお、本日担当地区農業委員様はご欠席ですが、現地立会を行い、申請内容について異議なしとの意見をいただいております。	
事務局	No.3 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、青山町駅から北西に約1.5kmの位置にあり、自宅からは約2.3kmの距離となります。譲受人の取得後の耕作面積は、91aとなり、耕運機、軽トラック等を所有しており、30年以上農業に従事しています。申請地においては、各種の野菜を栽培される予定です。譲受人も地元の方であるため、引き続き効率よく管理できると判断します。	

事務局	No.4 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、博要地区市民センターから北に約300mの位置にあり、近い将来移住予定の自宅からは約40mの距離となります。譲受人の取得後の耕作面積は、54aとなり、耕運機、軽トラック等を所有しており、農作業歴としては2年ほどですが妻とともに農業に従事しています。申請地においては、各種の野菜を栽培される予定です。譲受人の移住先から近距離であるため、引き続いて効率よく管理できると判断します。
事務局	No.5 申請内容については総会資料のとおりです。申請地の4052番及び4234番3は、島ヶ原小・中学校から西に約300m、他の4筆については、島ヶ原小・中学校から南西に約200mの位置にあり、譲受人の自宅からはいずれも約300m以内の距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は、57aとなり、トラクター・耕運機等を所有しており、妻とともに農業に従事しています。申請地においては、水稻及び各種の野菜を栽培される予定です。地目が田については、農業振興地域内の農用地でもあり、市外の所有者から地元在住の譲受人に所有権移転されることで、効率よく管理できると判断します。
議長	只今の説明に関連して阿保地区担当委員、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
折戸委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
喜多委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～5は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市立崇広中学校から南西に約250mに位置しており、用途地域であることから、第3種農地となります。申請地は、昭和55年頃から周辺住民用の月極駐車場として利用されていることから、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。 申請地は、アスファルト舗装を行い、雨水排水については、敷地内の周囲に水路を設置し、南側の既設水路に放流しています。万一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第3号No.1～13について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所阿山支所から南西へ約600mに位置し、周囲を宅地及び墓地、公衆用道路で囲まれた10ha未満の農地集団に含まれる基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。譲受人は昭和60年に設立した産業用機械の製造販売を行っています。申請地の隣接地に倉庫があり、また小規模ですが貸し付けているライブハウスもあるため、事業用および来客用のための駐車場として利用します。工事計画は許可日より令和5年10月までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透により処理します。隣接地に区の墓地がありますが、境界についても確認済みです。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。 なお、本日担当地区農業委員様はご欠席ですが、現地立会を行い、申請内容について異議なしとの意見をいただいております。
事務局	No.2 詳細は議案書のとおりです。申請地は、西湯舟生活改善センターから北へ約600mに位置する集落の一部で、周囲を宅地及び公衆用道路で囲まれた10ha未満の農地集団に含まれる基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。譲受人は空き家バンクを利用し当該申請地に隣接する居宅と物置、作業場と合わせて取得するもので、陶芸を営んでいるためその資材置場として利用し、また陶芸教室も行うことから来客用の駐車場としても活用する計画です。なお進入路に関しては昭和58年に現所有者により転用されていたため始末書が提出されています。工事計画は許可日より令和5年11月までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透および南側既設水路へ自然流下により排出する計画です。隣地境界についても確認済みです。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3 詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市立壬生野小学校から北西へ200mほどで、集落内に介在する基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は休耕地となっており、〇〇さんの孫である〇〇さんと使用貸借契約を結び、居宅1棟を新築するとのことで、今回の転用はやむを得ないと判断します。建ぺい率は29.89%で適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。工事期間は令和5年10月8日から令和6年1月28日までであり、土地造成については、50cm程度の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを積むことにより、隣接農地への土砂の流出を防止する計画です。取水は上水道を利用し、汚水、雑排水は集落排水へ、雨水は東側既設道路側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4～No.12は譲受人が同一で申請地が全て近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については、総会資料のとおりです。申請地は伊賀鉄道新居駅から南西へ400mほどで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、50kW以上の大規模発電が建設不可能な場所で、9件全て50kW未満の小さな発電で個々にフェンスを設置します。また、県・市の関係部局に申請並びに届出、関係法令等の確認や留意事項、譲受人等に果たしていただきたい事項をお願いしています。譲渡人は高齢で今後農業ができず、不整形な生産性の低い農地であること、また、近隣も太陽光発電施設が設置されていることで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和5年12月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを合計で1,474枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設となっております。地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.13 申請内容については、総会資料のとおりです。申請地は、大谷公民館から北に200mに位置する農地で、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は川や道路に囲まれた不整形な生産性の低い農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和5年12月30日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを116枚設置、地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、鞆田地区担当委員、壬生野地区担当委員、新居地区担当委員、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
山本委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。独立して陶芸教室の為に利用するものであり、特に問題はございません。
池町委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。孫に貸借するため、特に問題はございません。
森田委員	No.4～No.13について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。獣害の無い地域であるため、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 第3号No.1～13について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～13は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.14～19について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.14 申請内容については、総会資料のとおりです。申請地は、佐那具町コミュニティセンターから北東に300mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は周囲を宅地で囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年7月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを700枚設置、地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 なお、本日担当地区農業委員様はご欠席ですが、現地立会を行い、申請内容について異議なしとの意見をいただいております。
事務局	No.15 申請内容については、総会資料のとおりです。申請地は、佐那具町コミュニティセンターから北東に400mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地の周囲は基盤整備されていない不整形で狭小な農地が多いことから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年7月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを772枚設置、地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 なお、本日担当地区農業委員様はご欠席ですが、現地立会を行い、申請内容について異議なしとの意見をいただいております。

事務局	No.16 申請内容については、総会資料のとおりです。申請地は、真泥集落センターから南東へ300mに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積11,841㎡、掘削面積10,983㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、42,424.8㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、脱水ケーキを0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を3.1m充てる計画となっています。山土については株式会社〇〇の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。 事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇の共同申請になっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壌汚染対策法、三重県自然環境保全条例および三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	No.17 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、矢持郵便局からコリドーロードを北へ約100mに位置しており、周囲の状況から、第2種農地と判断します。現在は、休耕畑となっており、譲渡人は今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。申請地の南側に譲受人所有の宅地が2筆、東側に山林1筆を所有しており、申請地においては、社員が利用するキャンプ場のための駐車場として利用されます。土地造成については、整地のみで、雨水については、既設水路に放流します。事業計画については問題なく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、周辺等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.18 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立中瀬小学校から東に約500mに位置しており、周囲の状況から、第2種農地と判断します。また、周辺には太陽光発電施設が全くない地域です。所有者は、今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。土地造成については、整地のみで、雨水については、北側水路に放流します。工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、境界からフェンスの間には防草シートを張り、フェンス内には太陽光パネルを170枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年4月末日の予定となっています。関係法令としては、所管する建設管理課には相談済みで、申請地は1,000㎡以上となりますので、「伊賀市太陽光発電設備に関する要綱」第8条の規定に基づき、転用の許可が下りましたら、工事着手の30日前までに「太陽光発電設備設置に関する届出書」を提出する予定となっています。事業計画については、地区から要望があり、隣接農地所有者及び地元住民に事業説明会を行い、伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱第4条に基づき、地域住民や近隣関係者との良好な関係を損なわないように努めることの誓約書も提出されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.19 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立中瀬小学校から南東に約1kmに位置しており、周囲の状況から、第2種農地と判断します。また、周辺には太陽光発電施設が全くない地域です。所有者は、今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。土地造成については、整地のみで、雨水については、自然浸透により処理します。工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、境界からフェンスの間には防草シートを張り、フェンス内には太陽光パネルを130枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年4月末日の予定となっています。事業計画については問題なく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。

議長	只今の説明に関連して、山田地区担当委員、矢持地区担当委員、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西尾委員	No.16について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。一時転用した後は、きっちりと農地に戻りますので、特に問題はございません。
喜多委員	No.17について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西田委員	No.18について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西田委員	No.19について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.14～19について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.14～19について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.14～19は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第4号No.1とNo.2について事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市立柘植中学校から北西へ600m程に位置し、周囲を山林と鉄道用地で囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和58年に植林され、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2 詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市立柘植中学校から北西へ600m程に位置し、周囲を山林と鉄道用地で囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和58年に植林され、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福岡委員	No.1～2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～2について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1～2は原案のとおり下付することに決定しました。

議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定2件、再設定5件で、田13筆。計画面積は合計24,823㎡です。 (利用権全体説明) 以上の農用地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上が農用地利用集積計画の説明となります。
議長	ご意見ご質問はございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第6号「令和4年度事業実績報告について」を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	1. 会議等の開催状況についてでございます。令和4年4月～令和5年3月にかけて月次総会を12回開催し、農地法に基づく各申請の審議及び農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画等についてご審議を頂きました。また、7月8日には、年次総会を開催し、令和3年度の実績報告及び令和4年度の事業実施計画等についてご審議頂きました。 続きまして、16ページをご覧ください。役員会の開催状況についてでございます。令和4年4月～令和5年3月にかけて年12回、会長及び会長職務代理者、参与2名、最適化推進委員長及び副委員長の6名に出席いただき、各内容についてご協議いただきました。 続きまして、17ページをご覧ください。新規営農面接審査の開催状況についてでございます。
事務局	続きまして、18ページをご覧ください。業務実績についてでございます。1番の(1)、農地法第3条の規定による許可申請の処理実績です。 ①の処理件数ですが、令和4年度の農地法第3条の許可件数は141件で、令和3年度の166件より25件の減となっています。 ②の権利別の内訳ですが、141件のうち、140件が所有権の移転、1件が賃貸借権の設定でございます。この1件は、営農型太陽光発電設備の設置にかかるものでございます。(古山地区で区分地上権の設定)(2)、農地法第3条の3第1項の規定による届出の処理件数です。 農地法第3条の例外規定で権利を取得した場合は、農業委員会に届け出をする必要があり、相続による届出件数は86件でした。 (3)、農地法第4条の規定による許可申請の処理実績です。①の処理件数ですが、令和4年度の農地法第4条の許可件数は27件で、令和3年度の22件より5件の増となっています。②は27件の転用目的別内訳でございます。駐車場が7件で最も多く、その他7件のうち、主なものは畑地化のための嵩上げでございます。

事務局	19ページをご覧ください。 (4)、農地法第5条の規定による許可申請の処理実績です。①の処理件数ですが、令和4年度の農地法第5条の許可件数は121件で、令和3年度の142件より21件の減となっています。②は121件の転用目的別内訳でございます。駐車場が36件で最も多く、次いで太陽光発電が32件となっています。また、その他10件のうち、主なものは砂利採取でございます。(5)、農地法第18条第6項の規定による通知の処理件数です。令和4年度の賃貸借の合意解約に伴う届出件数は93件でした。(6)、非農地証明願の処理件数です。令和4年度の非農地証明願の証明件数は20件であり、その内訳は、宅地が8件、山林が12件でした。 続きまして、2.「農地売買等事業について」でございます。松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センターを通じて、10件の所有権移転がございました。
事務局	20ページをご覧ください。 3番、農業経営基盤強化促進法に基づく令和4年度の実績は、利用権設定が607件、所有権移転が10件でございました。4番、農作業賃金の改正についてでございます。令和5年1月10日の総会において、21ページにあります令和5年度伊賀市農作業賃金基準表を(案)として協議いただきました。 5番、遊休農地解消に向けた業務として、令和4年度の農地パトロール実績でございます。以上でございます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について実績報告の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は事業実績報告のとおり承認されました。
議長	続きまして、議案第7号「令和5年度事業実施計画(案)について」を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	「説明」
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第7号について事業実施計画(案)のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第7号は事業実施計画のとおり決定しましたので、22ページの「令和5年度 事業実施計画(案)」の「(案)」を消していただきますようお願いいたします。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	よろしいですか。 つづきまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	特になし
議長	他にございませんか。 次回の総会は、10月10日(火)13時半から伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。
議長	以上をもちまして、伊賀市農業委員会第3回総会を閉会いたします。 長時間にわたるご審議ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 6月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

森田 陽子

⑨

議事録署名者

西田 富司夫

⑨